

プロジェクト リース

項目 基準開発に着手するか否かの検討

本資料の目的

1. 本資料は、当委員会においてこれまでに実施した分析及び論点の検討を踏まえて、基準開発に着手するか否かを判断するための検討を行うことを目的としている。

分析

2. 当委員会が 2016 年 8 月に公表した中期運営方針では、「日本基準を国際的に整合性があるものとするための取組みに関する今後の課題」において IFRS 第 16 号「リース」を具体的な課題として取り上げている。これを踏まえ、第 375 回企業会計基準委員会（2017 年 12 月 20 日開催）において我が国におけるリースに関する会計基準の開発に着手するか否かについて検討することが承認された。
3. 第 387 回企業会計基準委員会（2018 年 6 月 21 日開催）から当該検討を開始し、「我が国における会計基準の開発に関する予備的分析」（以下「予備的分析」という。）を行った。その後、以下のとおり、当該予備的分析に関連する以下の論点について詳細に検討を行った（詳細な分析は、審議事項(1)-2 参考資料参照）。

論 点	企業会計基準 委員会	リース会計 専門委員会	
(1) 会計上の考え方	・すべてのリースに係る資産及び負債 の認識	第 389 回 (7 月 24 日)	第 80 回 (7 月 20 日)
	・未履行契約との関係	第 391 回 (8 月 27 日) 第 399 回 (12 月 26 日)	第 81 回 (8 月 23 日)
	・リース負債と負債の定義の関係	第 396 回 (11 月 9 日) 第 399 回 (12 月 26 日)	第 84 回 (11 月 6 日)
	・借手モデルにおけるリースに係る費 用の認識のパターン	第 388 回 (7 月 6 日)	第 79 回 (6 月 26 日)
(2) 財務諸表利用者 のニーズ	・アナリストからの意見聴取 ・格付機関における財務諸表の調整	第 392 回 (9 月 12 日)	第 82 回 (9 月 6 日)

論 点		企業会計基準 委員会	リース会計 専門委員会
(3) 適用上の判断の 困難さ	・リースの識別	第 389 回 (7 月 24 日)	第 80 回 (7 月 20 日)
	・リース期間の決定	第 391 回 (8 月 27 日)	第 81 回 (8 月 23 日)
(4) 作成上のコスト	・IFRS 第 16 号を適用する場合に想定 される財務諸表作成者のコスト	第 388 回 (7 月 6 日)	第 79 回 (6 月 26 日)
(5) 重要性	・重要性に関する事項	第 389 回 (7 月 24 日)	第 80 回 (7 月 20 日)
(6) その他の検討事 項	・IFRS 第 16 号の早期適用企業の事例 分析	第 391 回 (8 月 27 日)	第 81 回 (8 月 23 日)
	・財務諸表本表と注記の関係	第 396 回 (11 月 9 日)	第 84 回 (11 月 6 日)
	・減損会計の適用	第 396 回 (11 月 9 日)	第 84 回 (11 月 6 日)
	・連結財務諸表に含まれる親会社と在 外子会社の財務情報の整合性	第 396 回 (11 月 9 日)	第 84 回 (11 月 6 日)
	・貸手の会計処理	第 396 回 (11 月 9 日)	第 84 回 (11 月 6 日)

4. これまでの審議の過程では、国際的な会計基準と整合性を図る場合の懸念は、以下のとおり整理される。

(1) 会計上の考え方（資産及び負債を計上することに対する懸念）

- ① 我が国における賃貸借契約の規定に照らした場合、リース物件の引渡し時に、借手がリース料の支払に係る無条件の義務を有すると捉えることに対する懸念
- ② 延長オプションについて、リース負債を認識することに対する懸念
- ③ サービスとしての性格が強い契約について資産及び負債を認識することに対する懸念¹

(2) 適用の困難さに関する懸念

- ① リースの識別（法的にリース契約でない契約に含まれるリース部分の特定）

¹ 船舶の定期傭船契約や自動車リースについて懸念が聞かれている。

- ② 延長オプションが含まれるリースについてのリース期間の決定²
- (3) 適用コストに関する懸念
- ① リース物件の把握に係る管理コスト、リース構成部分とサービス構成部分の区分に関するコスト等
- (4) 事業モデルの実態を表さないとする懸念³
5. 一方、これまで整理してきたとおり、以下の会計基準の開発に対するニーズも考慮すべきと考えられる。
- (1) 国際的な会計基準と整合性を図ることは、財務諸表間の比較可能性につながると考えられること
- (2) 格付機関など財務諸表利用者の資産及び負債の計上に関するニーズがあることが確認されていること
- (3) 我が国における会計基準において、重要なオペレーティング・リースについて賃貸借処理に準じた会計処理を継続することは、重要な負債がオフバランスとなっているとの指摘を国際的に受ける可能性があり、我が国の資本市場及び我が国の企業の財務報告に対する信頼性に関するリスクが大きいものと考えられること
6. 会計基準の開発に着手するか否かを判断するにあたっては、第4項に記載した懸念と第5項に記載した開発に対するニーズを総合的に比較考量して判断することになると考えられる。
7. 第4項に記載した懸念は一つ一つが重要であり十分に考慮する必要があると考えられるものの、第5項に記載した開発に対するニーズは重視すべきものと考えられ、我が国の会計基準を国際的に通用するものとして維持するためには、会計基準の開発に着手する方向で検討することが考えられるがどうか。
8. 仮に会計基準の開発に着手することとした場合には、これまで論点としてきたもの⁴以外に、特に以下の点も含めて審議を行なうことが考えられる。

² 流通小売業における店舗のリースについて懸念が聞かれている。

³ 賃貸住宅のサブリース業について懸念が聞かれている。

⁴ これまで論点としてきたものとしては、借手モデルにおけるリースに係る費用の認識のパターン（IFRS第16号の会計モデルとするか、Topic 842の会計モデルとするか）やIFRS第16号を整合性を図る対象とする場合の整合性を図る程度などがある。

- (1) サービスを含むリースに関して対象とする取引の範囲
 - (2) 延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策
 - (3) 重要性に関する定め
 - (4) 連結財務諸表と単体財務諸表の関係
9. なお、国際的な会計基準に合わせ、基本的には借手の会計処理の改正を検討するものであるが、以下については貸手の会計処理についても検討が必要と考えられる。
- (1) 収益認識会計基準との整合性
 - (2) IFRS 第 16 号等において改正された点で貸手、借手共通のもの（リース期間、リースの識別等）

ディスカッション・ポイント

事務局の検討について、ご意見を伺いたい。

以 上